

共済こんなときどうする？

知ってる？**共済**Q&A



65歳からの年金支給額

62歳男性。共済年金を受給しています。65歳から定額部分が老齢基礎年金に切り替わると聞きました。受給額はどうなるのでしょうか。



現在受け取っておられる年金は、市町村連合会が支給する「特例による退職共済年金」で、〈定額部分+給与（給料）比例部分+加給年金〉から成り立っています。65歳になると国民年金の「老齢基礎年金」の受給権が発生するので、定額部分はなくなりますが、「経過的加算額」が支給されます。

つまり65歳からの年金は、〈老齢基礎年金〉（国民年金）+〈経過的加算額+給与（給料）比例部分+加給年金〉（本来支給の退職共済年金）となります。このうち、給与（給料）比例部分と加給年金はこれまでと同額です。変わるのは老齢基礎年金と経過的加算額で、受給者の国民年金保険料納付済期間と組合員期間によって差が生じます。

●老齢基礎年金と経過的加算額の計算

老齢基礎年金は、保険料を20歳から60歳（誕生日の前月）まで480月納付した場合、満額の792,100円（月額66,008円）が支給されます。ご質問の方は昭和21年7月生まれで、就職（共済加入）は昭和44年4月、退職は平成19年3月末日でした。就職（共済加入）のときは22歳だったので、60歳まで保険料を納付しても、納付済期間は447月です（図参照）。

納付済期間が480月未満のときには、老齢基礎年金は「納付済月数を480月で割った値」に応じて支給されます。すなわち、この場合、

老齢基礎年金額

$$= 792,100 \text{ 円} \times \frac{447 \text{ 月} (\text{納付済月数})}{480 \text{ 月}} \\ = 737,643.13 \text{ 円}$$

で、実際には737,600円となります。

一方、経過的加算額は、図の組合員期間（456月）に応じて次のように計算します。

経過的加算額

$$= (1,676 \text{ 円} \times 1.000 \times 456 \text{ 月} (\text{組合員期間})) \\ \times 0.985 - \left(\frac{\text{組合員期間にかかる}}{\text{老齢基礎年金額}} \right) \\ = 15,149.04 \text{ 円}$$

よって、ご質問の方には、65歳の誕生日の翌月から「老齢基礎年金」と「退職共済年金（経過的加算額+給与（給料）比例部分+加給年金）」が支給されることとなり、年金額は現在とほぼ同額になります。

厚生年金から共済年金に移った方や中途採用で共済組合員になられた方も、上記の式にご自分の国民年金保険料納付済月数と組合員期間を当てはめれば、65歳以降の老齢基礎年金と経過的加算額が算出できます。

